

資料編

○ 具体的な施策の展開 個別事業

施策の方向1 地域における子育て支援			
1 地域における子育て支援サービスの充実			
(1) 家庭における子育て支援			
No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市子ども条例の推進	本条例は、全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重しつつ、力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを育てることができる社会の実現をめざすことを目的として制定しており、その広報、啓発を図るとともに本条例に基づく各種事業を行う。	子ども未来部 子ども企画課
②	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子育て家庭における子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、親子等の交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
③	子育てサロン合同の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの指導員が地域に出向き子育て支援活動を行う「地域支援活動」として、町会館等で「まめっこサロン」を実施する。 ・子育てサロンの周知により利用促進を図るため、乳幼児健診会場に出向き、「子育て支援コーナー」として子育てサロンの紹介を行う。 ・子育てサロンの周知により利用促進を図るとともに、子育て中の親子が集い様々な遊びを通じて交流する場を設け、子育て支援情報の提供や育児・栄養相談を実施し、子育て家庭の支援を図る。 	子ども未来部 子どもサービス課
④	子育て支援隊	子育て家庭における子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴や子どもとの遊び方の助言のほか、各種サービスに係る情報提供等を行う子育て支援員が家庭訪問する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業で、子育て家庭の支援を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の保護者が、技術習得、疾病、出張、事故、看護等の理由で一時的に生活援助などのサービスが必要な場合に支援員を派遣する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	子育てアドバイザー活用推進事業	子育てに関する専門的な知識や技能を有し、地域において積極的なボランティア活動を行う、子育てアドバイザーを活用し、子育て家庭を支援するとともに、その自主的な活動を促進する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑧	児童館における子育て支援事業	児童館や母と子の家において、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりを進める。	子ども未来部 子ども健やか育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑨	子育て世帯訪問支援事業	対象家庭を訪問し、家事支援、育児・養育支援を基本に家庭状況に応じて、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告を行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑩	養育支援訪問事業	児童の養育に関して、保護者を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等が訪問し、子どもの養育に関する指導や助言を行うことにより、家庭における子どもの適切な養育環境を確保する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑪	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課 ・ 母子保健課
⑫	どさんこ・子育て特典制度（道事業）	妊娠中もしくは小学生までの子どもを持つ子育て家庭が、協賛店や協賛施設を利用する際に、認証カードを提示することで、商品の割引やグッズの提供などの特典が受けられる。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑬	お父さんのための子育て講座	子育て中の父親等が、子育ての楽しさやすばらしさを実感できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた子育てに関する学習会や遊びの体験会等を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑭	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を子育てアドバイザーや保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応する。	子ども未来部 母子保健課
⑮	はこだてキッズプラザ	託児機能を有し、親子によるふれあいや遊びのほか、子育てに関する情報交換等の場を提供する。	経済部 商業振興課
⑯	はこだてみらい館	子どもをはじめ、広く市民から観光客までが先端技術を活用した体験や交流が出来る場を提供する。	経済部 商業振興課
（２）施設における子育て支援			
①	病児保育事業	保護者が就労している場合などにおいて、子どもが病気の際に、家庭で保育ができない保護者に代わって、医療機関に近接した施設で一時的に預かり、保育する事業。	子ども未来部 子どもサービス課
②	一時預かり事業（一般型）	保育所・認定こども園・幼稚園において、保護者の突発的な事情や社会参加のほか、保護者の心理的・身体的負担の軽減のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業。	子ども未来部 子どもサービス課
③	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）で、教育時間前後や休業日等において、希望する児童を預かる事業。（預かり保育）	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 学校教育課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	保護者が病気、出産、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、7日間以内、保護者に代わって、保育する事業。 事業の実施にあたっては、委託先の施設において、満床等の理由により受け入れができないケースがあるなどの課題があることから、今後、新たな地域資源の活用を含め、さらなる受入体制の確保に向けた検討を進める。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	トワイライトステイ事業	仕事の都合などの事情により、保護者が平日の夜間や休日に不在となり、一時的に児童の養育が困難となった場合やその他の緊急の場合に、保護者が帰宅するまでの間、児童養護施設等で児童を預かり、保育や生活指導、食事の提供を行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充を目指し、こども誰でも通園制度を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑦	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実	保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後児童クラブ（学童保育所）において、その保護や健全な育成を行う。 平成27年度から、放課後児童クラブ（学童保育所）の質の改善をめざし、子ども・子育て支援新制度のもと、「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」を施行している。 本条例に基づき、各クラブに対する適切な指導検査等を行うなかで、設備および運営の適正化、放課後児童支援員等処遇改善や保護者負担の軽減などに努めており、今後も放課後児童健全育成事業の充実を図る。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑧	小規模放課後児童支援事業	南茅部地区において民間の事業者に運営を委託し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の放課後の居場所を整備する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑨	放課後子ども教室推進事業	小学校の余裕教室等を放課後の児童の活動場所として提供し、地域住民や保護者、学生などにボランティアとして協力を得るなかで、遊びや交流活動を通じて児童の健全育成を図る。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑩	放課後児童対策に係る放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の連携	放課後子ども教室のコーディネーター、指導員、放課後児童クラブ関係者、学校関係者、行政関係者等を構成員とする会議を開催するなど、放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の連携を図る。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑪	放課後児童支援員等資質向上研修会	放課後児童健全育成事業および放課後子ども教室推進事業の一体的または連携した実施に携わる放課後児童支援員等およびボランティア等を対象に、児童の健全育成に関する必要な知識習得のための研修会を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	はこだてキッズプラザ	(再掲) P.148	経済部 商業振興課
⑬	はこだてみらい館	(再掲) P.148	経済部 商業振興課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑭	青少年研修センター	青少年の健全育成と市民の生涯学習活動の促進を図るための宿泊研修施設で、社会性や思いやりの心など、青少年の豊かな人間性をはぐくむ各種体験活動事業を実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課
(3) 子育て相談、情報提供体制の充実			
①	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	子育てサロン合同の取組み	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
③	子育て支援隊	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
④	幼稚園・認定こども園における未就園児向け施設開放・相談事業	未就園児と保護者を対象に施設を開放し、未就園児を持つ子育て家庭への支援を行うとともに、その機会に、子育てや幼児教育に関する各種の相談に応じて、必要な情報提供等を行う。	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑤	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	ひとり親家庭が抱える様々な悩み等に対して、相談内容や家庭状況に応じて、必要な訪問支援や関係機関への付添支援などを行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	子ども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能をそれぞれ担ってきた函館市子育て世代包括支援センター(名称:マザーズ・サポート・ステーション)と函館市子ども家庭総合支援拠点を函館市子ども家庭センターとして位置付け、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指していく。	子ども未来部 子ども見守り・相談課 ・ 母子保健課
⑦	子どもなんでも相談110番	専任の相談員を配置し、子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育所・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラーや虐待など、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置している。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑧	子育てネットらんど	子育て支援に関わる市民団体や専門機関など15団体に子ども未来部を加えた16団体により構成される函館市子育て支援ネットワークによる地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントを開催する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑨	子育て支援ネットワーク研修会	子育て支援ネットワーク参加団体の実務者や子育て家庭等を対象に、子育てに役立つ知識や情報等を得るための講演会等を開催する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑩	子育てアドバイザー活用推進事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑪	児童館における子育て支援事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑬	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.148	子ども未来部 母子保健課
⑭	マザーズ・サポート・ステーション事業	子育て世代が抱える妊娠、出産、子育て等に関する相談に専任の相談員がワンストップで対応し、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑮	子育て支援コンシェルジュ事業	子育て支援サービス等に係る総合案内窓口として、保護者への情報提供のほか相談対応など、利用者支援等を行う。	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
2 保育サービスの充実			
(1) 多様な保育ニーズへの対応			
①	一時預かり事業(幼稚園型)	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 学校教育課
②	通常保育事業(保育所および認定こども園)	保護者の労働や疾病等の理由により、保育を必要とすることが認められる児童を、保護者に替わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
③	延長保育事業	保護者の就業形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて、保育所・認定こども園の保育時間を延長する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育所・認定こども園・幼稚園における障がい児の受け入れ	保育所・認定こども園・幼稚園では、健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れている。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	地域型保育事業	認可保育所の補完的役割を担う、3歳未満の子どもを対象とした19人以下の小規模保育事業を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	低年齢児保育対策事業(認可外保育施設)	認可保育所の補完的役割を担う認可外保育施設において、委託により低年齢児保育を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑦	保育所地域活動事業	地域において多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、地域に開かれた社会資源として、保育所が有する専門的な機能を活用し、地域住民との交流事業を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑧	認定こども園への円滑な移行促進	幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園の設置により、地域の実情に応じた多様化するニーズへの対応が図られることから、既存の幼稚園や保育所からの円滑な移行促進を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
⑨	病児保育事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービス課
⑩	一時預かり事業(一般型)	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービス課
⑪	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	(再掲) P.149	子ども未来部 子どもサービス課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(2) 保育サービスの質の向上			
①	保育サービスの情報提供	保育サービスの実施状況等に関する情報を市の情報冊子などで提供するとともに、利用者の選択肢を広げるため、ホームページなどを利用した積極的な情報提供を推進する。	子ども未来部 子どもサービス課 子ども企画課
②	保育の質の向上	各種研修会への参加、保育所内研修の積極的な実施を促進するとともに、研修機会の拡充、各保育所に対する指導監督体制の充実を図る等、保育の質の向上に努める。	子ども未来部 子どもサービス課
③	保育サービスにおける第三者評価事業の普及促進	保育サービスの提供内容などを、公正・中立な第三者機関が評価を行い、その結果が公表されることとなる第三者評価事業の普及促進を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育体制強化事業	清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意等、保育に係る周辺業務や園外活動時の見守り等を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図ることによって、保育士が働きやすい職場環境を整備する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	特定教育・保育施設質向上事業	各施設がより特色のある教育・保育を実践する等、多様な教育・保育サービスを提供するために、国の定める必要な職員数を超えた保育士、幼稚園教諭および保育教諭等の配置に対し支援を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	保育士の処遇改善と人材確保	各施設における保育士を確保するため賃金等の改善を図るとともに、保育所等で勤務していない保育士有資格者に対する情報提供や講義、施設見学などの事業を実施するほか、保育士の仕事の魅力を伝え、イメージの向上を図るためのPR活動を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
3 子育て支援のネットワークづくり			
(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進			
①	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	子育てサロン合同の取組み	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
③	児童館における子育て支援事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか育成課
④	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑤	子育て支援ネットワーク事業	子育て支援に関わる市民団体や専門機関など15団体に子ども未来部を加えた16団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており、市民と協働して子育て支援を推進するため、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運を高めるための研修会等を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑥	はこだてキッズプラザ	(再掲) P.148	経済部 商業振興課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(2) 子育て支援情報の提供の充実			
①	子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)	妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のないサポートや子育て支援に係る情報提供等のさらなる充実を図るため、母子健康手帳機能等を備えた函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)として様々な子育てに関する情報を配信する。	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て情報「はこすく」	結婚・妊娠・出産・育児など子育てに関する情報(子ども・子育てに関する制度や、相談窓口の案内、各種手当等の申請方法のお知らせなど)をまとめたリンク集を市のホームページから発信する。	子ども未来部 子ども企画課
③	函館市公式LINEによる子育て情報の配信	子育てに関する情報や、スマートフォンの位置情報を活用した周辺保育所・認定こども園・幼稚園の検索機能などを有する子育てメニューを函館市公式LINEに設け、子育て情報を配信する。	子ども未来部 子ども企画課
④	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	子どもの発達段階に応じた子育てワンポイント情報やその時々話題となっている事柄をコンパクトにまとめ、年に2回ホームページに掲載するとともに、フリーペーパーなどにも適宜掲載するなど、より手軽に子育て情報を入手できるよう情報の発信方法を工夫する。	子ども未来部 母子保健課
(3) 地域における子育て意識の啓発推進			
①	主任児童委員、児童委員の活動の促進	児童の健全育成や虐待防止の取組みなど、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めるため、主任児童委員、児童委員の活動を促進する。	保健福祉部 地域福祉課
②	子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども・子育て情報「はこすく」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
④	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	児童館における子育て支援事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑥	子育て支援ネットワーク事業	(再掲) P.152	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑦	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	(再掲) P.153	子ども未来部 母子保健課
⑧	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	協議会の委員として委嘱・任命された地域住民や保護者、教職員が一定の権限と責任を持って、知恵を出し合い、協働して学校の運営に参画し、子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校」の実現に取り組む。	学校教育部 学校再編・地域連携課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
4 子どもの健全育成			
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進			
①	中学生学習支援等事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の中学生に対し、高校進学に向けての学習支援や保護者へ生活習慣や育成環境の改善に関する助言などを行うもので、選択した1教科の週1回の個別指導での授業や、模擬試験、進路相談、居場所の提供、自立相談支援機関等と連携した生活上の相談支援を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課（福祉拠点担当）
②	函館市子ども条例の推進	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども会議	子どもたちが社会参加することを目的として、子どもに関する施策やまちづくりに関すること等について、子どもたち自身が話し合い、意見発表をする機会を設ける。	子ども未来部 子ども企画課
④	児童館等の充実	児童に集团的・個別的な遊びの指導や生活の援助を行い、スポーツ教室や文化事業などの各種事業を実施する中で、異年齢や異世代の交流を推進し、児童に体験の場を提供する。また、子育てアドバイザー等、地域のボランティアとともに、未就学児童とその保護者を対象とした子育て支援事業を実施する。さらに、地域住民との連携による地域の児童の見守り等を行い、児童に関する様々な問題の未然防止と早期発見に努める。 なお、平成27年度から、一部の児童館に指定管理者制度を試験的に導入し、平成30年度の検証の結果、令和2年度から本格的に導入しており、今後においても指定管理者の管理・運営を検討していく。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑤	児童館等の施設や機能の維持・整備	「児童館のあり方」に基づき、施設の老朽化への対応や社会情勢の変化などを踏まえた児童館の配置（施設や機能の維持・整備）について、安心・安全に児童館を利用することができるよう必要な補修や改修を行うほか、特に体力増進に関する指導機能を持つ児童センターについては、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として維持していく。 また、児童館が配置されていないエリアについては、学校の余裕教室での放課後子ども教室の実施や拡充のほか、学習の習慣づけの支援をはじめとする子どもの居場所づくりを進める。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑥	児童館の機能移転の検討	「児童館のあり方」に基づき、児童館の補修等を行うなかでも、長期的な使用が困難な状況になった場合には、学校の余裕教室など既存施設を活用し、現在の児童館の主たる利用者である小学生の放課後の遊び場や居場所の確保に努めるなど、児童館機能の移転について検討する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑦	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑧	小規模放課後児童支援事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑨	放課後子ども教室推進事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑩	放課後児童対策に係る放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の連携	（再掲） P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑪	放課後児童支援員等資質向上研修会	（再掲） P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	子どもの居場所づくり推進事業	学習習慣の定着および健全育成を図り、安全で安心して過ごすことができる多様な子どもの居場所づくりを促進するため、身近な地域において、子どもの自主性を生かした学習支援等を行う。	子ども未来部 子ども企画課
⑬	学力向上推進事業	学力向上のためには、家庭における学習や生活習慣づくりが大切だという考えのもと、広報紙による啓発や、地域人材を活用した小学校におけるアフタースクールの実施などをとおして、放課後や長期休業中の学習の取組みを促進し、児童の主体的な学習習慣の定着による学力向上を図る。	学校教育部 学校教育課 ・ 教育指導課
⑭	総合的な子どもの居場所づくりの検討	町会館等を活用した学習支援や、放課後等に小学校で学習支援を行うアフタースクール、児童館、放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室のほか、民間の取組みなどを踏まえ、各地域における多様な子どもの居場所づくりを総合的に検討する。	子ども未来部 子ども健やか育成課 ・ 子ども企画課 ・ 学校教育部 学校教育課
⑮	根崎生活館	児童・生徒育成事業として、習字教室、まなび方教室などを実施しているほか、小・中学校の夏休みや冬休み期間には、スポーツ教室などの特別教室も実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑯	函館コミュニティプラザ（Gスクエア）	多目的ホールやフリースペースなどを備え、市民、特に若者が気軽に来場し、広く交流できる場所を提供する。	経済部 商業振興課
⑰	都市公園安全・安心対策事業（公園施設長寿命化対策）	都市公園の遊具等施設については、老朽化に対する安全性の確保、また、公園施設のライフサイクルコスト削減の観点から、遊具等施設の改築・更新に努める。	土木部 公園河川整備課
⑱	青少年研修センター	（再掲） P.150	生涯学習部 生涯学習文化課
⑲	公民館	小学生対象の公民館講座として、絵画教室や樹脂粘土教室などを実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課
⑳	ウィークエンド・サークル活動推進事業	休日に、障がいのある児童・生徒に対して、学生ボランティアと一緒に活動できる体験の場と機会を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課
㉑	絵本の読み聞かせ	子どもの時期から本に親しみ、本と接する機会の提供等を目的に、ボランティアによる紙芝居や絵本を使った読み聞かせの実演をする。	生涯学習部 生涯学習文化課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
㉒	函館アリーナ	子どもを対象とした各種の学習型事業やスポーツ教室のほか、プロスポーツ選手によるクリニックなどを実施する。	生涯学習部 スポーツ振興課
㉓	亀田交流プラザ	講堂や体育室、会議室などを配置し、各種講演会や展示会、発表会、会議、研修、サークル活動やスポーツ活動など、多目的に利用でき、また、高齢者対象大学の実施や、高齢者や児童への活動の場の提供など、多彩な事業を展開することで、幅広い世代の市民に生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供し、豊かな市民生活と活力ある地域社会の創造に寄与する。 また、館内2階に開設している児童コーナーは、美原児童館の機能を継承しており、児童（18歳未満）の活動の場の無料開放事業や、児童を対象とした無料体験講座および季節行事等を実施するほか、児童図書コーナーを配置している。	生涯学習部 生涯学習文化課
㉔	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課 子ども健やか育成課
(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進			
①	函館市子ども条例の推進	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども企画課
②	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	青少年補導センター	函館市補導センターの育成補導員および少年補導委員（市内小・中・高等学校等の教員に委嘱）により、大型店舗やカラオケボックス、ゲームセンター等で街頭補導活動を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
④	有害図書等販売状況一斉立入調査	青少年を取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い、陳列方法や、青少年の携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やDVD・ビデオレンタル店、コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い、店主等への説明や指導、協力要請を行う。 北海道青少年健全育成条例に基づき実施（道職員併任）	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑤	いじめ不登校等対策推進事業	児童・生徒のいじめの問題や不登校等について、その対応に係わる協議等を行い、啓発用リーフレットの作成・配布や「はこだて子どもホットライン（子どもの悩み相談電話）」（南北海道教育センター）の開設などに取り組む。	学校教育部 教育指導課 南北海道教育センター
⑥	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒の心の在り方に関わる様々な課題に対し、児童・生徒や保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能のより一層の充実を図ることを目的に、市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校にスクールカウンセラーを派遣する。	学校教育部 南北海道教育センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	こころの相談員配置事業	子どもの悩み相談電話の対応および学校等の要請等に応じて学校を巡回し、児童・生徒および保護者等へのカウンセリングや学校および教育委員会への助言を行う相談員を配置し、教育委員会や学校等と連携し、いじめや不登校等の未然防止および早期解決に努める。	学校教育部 学校教育課 ・ 教育指導課
⑧	サポートベース函館	函館市内に在住する、様々な背景や要因、状態により登校できない状況にある児童生徒を対象に、「サポートベース函館」（南北海道教育センター）においてひとりひとりの状況に即した支援を行い、社会的自立または学校生活への意欲を高める。	学校教育部 南北海道教育センター
施策の方向2 母子の健康確保と増進			
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実			
(1) 健康診査、保健相談・指導の充実			
①	妊産婦歯科健康診査	妊娠中から産後は、つわりや授乳による食習慣や歯みがき習慣の変化等により、歯肉炎等の歯科疾患を発症しやすくなるため、妊娠中から口腔の状態をチェックすることにより、異常の早期発見、早期治療や、生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上につなげる。	保健福祉部 健康増進課
②	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時、初回から妊娠39週前後までの妊婦健康診査について、望ましい回数とされる14回分の受診票と超音波検査用受診票を交付し、健診費用の一部を助成。さらに、多胎妊娠の方が標準的な妊婦健診以外に自費で受診した健診の費用の一部についても助成することにより妊婦の経済的負担を軽減しており、今後も妊婦の健康管理を図るため、健診受診率の向上に努める。	子ども未来部 母子保健課
③	出産・子育て応援給付金給付事業	全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるよう、本市の既存の取組みを生かしながら、妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、「経済的支援」として妊娠届出時、出生届出時を通じた給付金の支給を一体的に実施する。 ※令和7年度からは、経済的支援については「妊婦のための支援給付」、伴走型相談支援については「妊婦等包括相談支援事業」として法に位置付けられる予定であり、国制度に則って引き続き事業を実施していく。	子ども未来部 母子保健課
④	妊産婦健診交通費等助成事業	妊産婦健康診査や出産時に受診することができる医療機関が遠方にある妊産婦の心身や経済的負担の軽減を図るため、交通費や宿泊費の一部を助成	子ども未来部 母子保健課
⑤	妊産婦保健指導	妊娠11週以内の早期の妊娠届出率の向上を図るほか、妊産婦訪問や電話相談への対応など、保健指導を充実・強化するとともに、母子支援連絡システム事業を活用した医療機関との連携により、ハイリスク妊産婦への支援を強化する。	子ども未来部 母子保健課
⑥	新生児聴覚検査	聴覚障がい早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳幼児健康診査	子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期治療や早期療育につなげるとともに、育児に関する様々な相談に応じ、子どもの健全育成が図られるよう、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を継続し、受診率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑧	乳幼児健康診査 二次スクリーニング	乳幼児健診において、発育・発達の遅れが疑われる子どもを対象とした経過観察健診（訓練含む）と、肥満予防対策が必要と認められた子どもを対象とした小児肥満フォロー健診を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑨	乳幼児精密健康 診査	乳幼児健診において、より精密な検査が必要と認められた子どもを対象に、医療機関で精密健診を実施し、その結果に応じて保健師による適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑩	乳幼児保健指導	保護者の様々な育児不安等に適切に対応し、その解消に努めることで子どもの健全育成や児童虐待予防が図られるよう、乳幼児健診での保健指導、未熟児や多胎児、障がいのある子ども等への訪問等による相談支援のほか、乳幼児健診未受診者への受診勧奨や状況確認、医療機関からの母子支援連絡票による養育支援が必要な母子の早期把握および適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑪	定期予防接種	感染症を予防するために、主に乳幼児に接種する、BCG、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、麻しん、風しん、水痘、ヒブ、小児用肺炎球菌等の各ワクチンをはじめ、主に小学6年生を対象に接種する二種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風）第2期や、主に中学1年女子を対象に接種する子宮頸がん予防ワクチンを実施してきた。また、平成28年4月から日本脳炎ワクチンが北海道においても定期予防接種となったほか、同年10月からはB型肝炎ワクチン、令和2年10月からはロタウイルスが定期予防接種となった。令和6年4月から四種混合とヒブを合わせた五種混合ワクチンが導入されるなど、接種スケジュールが複雑で過密になっている。接種の誤りを防ぎ、適切な時期に接種することができるよう、個別通知や広報等により、積極的な勧奨に努め、接種率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑫	乳幼児歯科健 診・相談	10か月児健診時に歯科相談、1歳6か月児健診、3歳児健診時に歯科健診と歯科相談を実施しているほか、1歳から就学前の幼児を対象にフッ素塗布を行っており、歯科保健についての正しい知識の普及・啓発により受診率等の向上に努めるとともに、むし歯有病者率の減少を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑬	周産期母子医療 センター（道事 業）との連携	分娩に伴う妊産婦や乳児の死亡を減少させるため、状況に応じて市内の全産婦人科が周産期母子医療センター（総合周産期母子医療センター：函館中央病院）への搬送を行っており（道事業）、また、退院後の母子支援のため、同センターとの定期連絡会等を実施するなど、今後も同センターとの連携を強化する。	子ども未来部 母子保健課
⑭	産後ケア事業	出産後1年以内の産婦および乳児で、産後ケアを必要とする方を対象に、従来の宿泊型のほか、令和4年度から通所型、訪問型により、助産師等が母体と乳児のケアを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。また、ハイリスク産婦およびハイリスク乳児等を持つ母親を対象に、保健師が家庭訪問し、産後うつ等の心の健康状態を早期に把握し、適切な支援を行い、母親の育児不安の解消を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑮	産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後の初期段階における母子に対する支援の強化として、産後2週間前後と産後1か月前後の産婦に対し健診費用の助成を行う。健診の結果、支援が必要と判断された産婦に対し、宿泊型産後ケア事業や訪問指導等の支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑯	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.148	子ども未来部 母子保健課
⑰	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
(2) 母子保健の情報提供の充実			
①	妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業	母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会を通じて、妊娠中および出産後の喫煙や、乳幼児の受動喫煙の害について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
②	子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども・子育て情報「はこすく」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
④	事故防止周知啓発事業	乳幼児健診、両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問等の機会を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防に向けた周知・啓発を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑤	両親学級「プレママ・プレパパ教室」	初妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・啓発のため、体験学習および講義を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.148	子ども未来部 母子保健課
⑦	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	(再掲) P.153	子ども未来部 母子保健課
⑧	えほんふれあい事業	絵本の読み聞かせを通じて、保護者と子どものふれあいを深め、安定した関係をつくることを目的として、10か月児健診時に読み聞かせグループによる読み聞かせを実演し、推薦絵本と読み聞かせ案内についての情報を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実			
(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進			
①	特定感染症検査等事業	エイズやHIV感染の早期発見とまん延防止のため、HIV抗体検査を今後も継続実施するとともに、より受けやすい検査・相談体制の整備を図る。	生涯学習部 生涯学習文化課
②	エイズ対策促進事業	青少年層や教育機関関係者を対象とした研修会・健康教育等を開催し、エイズ等の性感染症に係る正しい知識の普及・啓発および予防教育を行う。	保健福祉部 保健予防課
③	思春期保健講演会	思春期の子どもを持つ保護者をはじめ、関係機関職員や思春期保健に関心のある一般市民等を対象に、思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法についての適切な知識の普及を図るため講演会を開催する。	子ども未来部 母子保健課
④	思春期教室	思春期の子どもたちが、生命の尊さを認識し、人間尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち、適切な行動をとることができるよう、出前健康教育を実施するほか、思春期教材の貸出しや情報提供などを行う。 「函館・性と薬物を考える会」の協力のもと、教育委員会や学校等との連携を一層強化し、思春期教室の拡充に努める。	子ども未来部 母子保健課
⑤	思春期保健相談	思春期における身体的、精神的問題や性に関する不安や悩み等について、個々のケースに応じた相談を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	思春期保健連絡会	思春期の子ども達の心と体の健康づくりを支援する思春期保健対策の進め方について検討し、思春期保健事業の効果的な推進を図るため、関係機関・団体と情報交換や意見交換を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑦	性の多様性理解促進等事業	性の多様性に関する市民理解を促進するため、映画上映会や講演会、出前講座等の啓発活動を行う。	市民部 市民・男女共同参画課
⑧	プレコンセプションケアの取り組み推進	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来の妊娠のための、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取り組みを推進している。	子ども未来部 母子保健課 保健福祉部 健康増進課
⑨	スクールカウンセラーの配置	(再掲) P.156	学校教育部 北海道教育センター
⑩	スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校、暴力行為、児童虐待等様々な問題に対して、学校と連携を図りながら、課題・状況を把握するとともにその解決を図る。また、個別のケースに応じて関係機関との連携により、児童生徒の問題解決を図る。	学校教育部 北海道教育センター
(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進			
①	未成年者飲酒防止対策事業	小学校を対象に、未成年者飲酒防止講座を実施し、未成年者の飲酒が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
②	未成年者喫煙防止対策事業	小学生を中心に、小・中学生および高校生を対象とした未成年者喫煙防止講座を実施し、未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	薬物乱用防止普及事業（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）	北海道と連携し、薬物乱用防止指導員による青少年を対象とした「ヤング街頭キャンペーン」での街頭啓発をはじめ、中学校・高校等での啓発活動を行い、若年層の薬物乱用防止の普及・啓発を図る。	保健福祉部 地域保健課
④	妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業	（再掲） P.159	保健福祉部 健康増進課
（３）心のケアと相談体制の充実			
①	自殺対策事業	自殺の現状や自殺対策に関する情報の交換および共有を図り総合的に自殺対策を推進するため、保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関、警察関係機関等で構成される函館市自殺対策連絡会議、実務者会議を定期的開催するほか、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発および人材養成等を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	子どもなんでも相談 110番	（再掲） P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	いじめ不登校等対策推進事業	（再掲） P.156	学校教育部 教育指導課
④	こころの相談員配置事業	（再掲） P.157	学校教育部 学校教育課 教育指導課
⑤	サポートベース函館	（再掲） P.157	学校教育部 南北海道教育センター
⑥	スクールカウンセラーの配置	（再掲） P.156	学校教育部 南北海道教育センター
⑦	スクールソーシャルワーカー配置事業	（再掲） P.160	学校教育部 南北海道教育センター
⑧	南北海道教育センターにおける教育相談	幼児、児童・生徒の教育上の諸問題の解決を図るため、本人、保護者、学校教育関係者の申し出により、適応、進路および適性に関する相談を実施する。	学校教育部 南北海道教育センター
⑨	性暴力被害者相談窓口	「NPO法人ウィメンズネット函館」への委託により、電話や面接による相談のほか、必要に応じて医療機関や警察など、関係機関との連携した支援、各種手続きに係る同行などの対応を行っている。	子ども未来部 子育て支援課
3 「食育」の推進			
（１）食に関する学習機会、情報提供の充実			
①	離乳食教室	生後4～5か月の第一子を持つ親を対象とし、離乳食初期食（5～6か月）のデモンストレーションおよび試食の提供をし、離乳食の進め方についての講話を実施する。	保健福祉部 健康増進課
②	第3次函館市食育推進計画	市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「第3次函館市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進する。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	食育だよりの発行	乳幼児を持つ公立認定こども園の保護者を対象に、食事が心身の発達に与える影響など、食事の重要性について周知・啓発を図るため、食育だよりを毎月作成し、配布する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	学校における食育の推進	幼児、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育の取組みについて、各学校教職員に対する指導・助言を行うとともに、栄養教育研究会と連携し、食育の取組みについての普及・啓発を行う。	学校教育部 教育指導課
4 周産期・小児医療等の充実			
(1) 周産期・小児医療の確保・充実			
①	小児救急電話相談事業（道事業）の普及・啓発	夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの電話相談に対し、助言を行う「小児救急電話相談事業」の普及・啓発を図る。	保健福祉部 地域保健課
②	小児救急に関する情報提供	子どもによくある症状に対する応急処置のポイントや、時間外でもすぐに病院・診療所を受診した方が良い時のポイントなどの情報を冊子にまとめ、乳児家庭訪問などで配布するほか、市のホームページに掲載するなど、情報提供を実施する。	保健福祉部 地域保健課
③	小児救急医療体制の維持・支援	休日および夜間に小児重症救急患者を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、小児科医師の院内待機体制の整備を支援することにより、初期から三次へ至る小児救急医療体制を維持・支援していく。	保健福祉部 地域保健課
④	未熟児養育医療の給付	養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を給付する。	子ども未来部 母子保健課
(2) 小児慢性特定疾病対策の推進			
①	小児慢性特定疾病医療の給付	18歳未満で発症した小児慢性特定疾病患者の医療に要する費用を患者家族の負担能力に応じて助成する。	子ども未来部 母子保健課
②	日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病の対象となっている子どもに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。	子ども未来部 母子保健課
③	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため、児童等およびその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、医療や教育、保健、患者・家族会等関係者による関係機関会議を開催し、地域の支援体制の確立を図る。	子ども未来部 母子保健課
(3) 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実			
①	不妊治療等助成事業	子どもを望む患者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に係る費用や交通費の一部を助成する。	子ども未来部 母子保健課
②	不育症治療費助成事業	2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡等の既往があり、国内の産科または婦人科を標ぼうする医療機関で不育症の因子を特定するための検査および検査結果に基づく治療を受けた者に対し、費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	不妊相談窓口	不妊や不育に悩む方への相談支援や治療に関する情報提供等について、専門的知識を有する医師等を配置して対応することにより、不安や精神的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課
施策の方向3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備			
1 次代の親の育成			
(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進			
①	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会を推進するうえで必要な情報誌、啓発誌の発行や市内の女性団体等で構成する実行委員会形式によるはこだて男女共同参画フォーラムの開催などにより広報・啓発活動を行う。	市民部 市民・男女共同参画課
②	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課
③	両親学級「プレママ・プレパパ教室」	(再掲) P.159	子ども未来部 母子保健課
④	思春期教室	(再掲) P.160	子ども未来部 母子保健課
(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進			
①	思春期保健講演会	(再掲) P.160	子ども未来部 母子保健課
②	思春期教室	(再掲) P.160	子ども未来部 母子保健課
2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備			
(1) 確かな学力の向上			
①	教育用コンピュータ整備事業	多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するため、1人1台端末の整備を行う。	学校教育部 学校教育課
②	学力向上推進事業	(再掲) P.155	学校教育部 学校教育課 教育指導課
③	日本語指導支援補助者による補助業務	函館日本語教育研究会(JTS)へ委託し、日本語指導支援の必要な児童生徒へ取り出し指導等の支援を行っている。	学校教育部 教育指導課
(2) 豊かな心の育成			
①	放課後子ども教室推進事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
②	子ども会議	(再掲) P.154	子ども未来部 子ども企画課
③	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	道徳教育の充実	豊かな心の育成をめざすため、学校教育指導を通じて各学校に指導を行うとともに、道徳教育に係る学校教育指導資料等の作成、函館市道徳教育研究会との連携のもとでの公開研究会等における助言等を行う。	学校教育部 教育指導課
⑤	体験学習活動の充実	市立の小中学校および義務教育学校において、外部講師として地域人材を活用したり、校外において地域の歴史や産業などに直接触れて体験することにより、学習に対する興味関心を喚起し、学力向上を図る。	学校教育部 学校教育課
⑥	こころの相談員配置事業	(再掲) P.157	学校教育部 学校教育課 教育指導課
⑦	スクールカウンセラーの配置	(再掲) P.156	学校教育部 北海道教育センター
⑧	スクールソーシャルワーカー配置事業	(再掲) P.160	学校教育部 北海道教育センター
⑨	北海道教育センターにおける教育相談	(再掲) P.161	学校教育部 北海道教育センター
(3) 健やかな体の育成			
①	児童館スポーツ教室	市内の一部児童館を活用し、小学1～4年生を対象にドッジボールや長縄等のスポーツ教室を開催する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
②	函館アリーナ	(再掲) P.156	生涯学習部 スポーツ振興課
③	スポーツ少年団への助成	青少年へのスポーツの普及、体力の向上、さらには青少年の健全育成のため、少年野球等8種目の競技交流事業をはじめ、ジュニアリーダー研修、育成母集団研修、体力テスト等の事業を実施している函館市スポーツ少年団に対し、運営費用の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課
④	スポーツ・レクリエーション指導者育成事業	スポーツ・レクリエーションの資格取得に要する経費の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課
(4) 信頼される学校づくりの推進			
①	学校再編に伴う施設整備	学校再編を行う場合は、必要となる施設整備を実施し学習環境の向上に努める。	学校教育部 学校再編・地域連携課
②	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	(再掲) P.153	学校教育部 学校再編・地域連携課
③	私立学校運営助成費補助金	私立学校の教育条件の維持向上等を図るため、私立学校を設置する学校法人に対して補助金を交付する。	子ども未来部 子ども企画課
④	私立専修学校運営助成費補助金	私立専修学校の教育条件の維持向上等を図るため、私立専修学校を設置する学校法人等に対して補助金を交付する。	子ども未来部 子ども企画課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(5) 幼児教育の充実			
①	保育の質の向上	(再掲) P.152	子ども未来部 子どもサービス課
②	学校(園)教育指導の充実	学校教育指導監や指導主事が市立幼稚園を訪問し、研究協議等を通じて保育の質の向上や幼小接続に資する指導・助言を行う。	学校教育部 教育指導課
③	幼保小接続の推進	本市の幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携・接続を強化することにより、子どもの発達と学びの連続性を確保し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制を構築するため、函館市幼保小連携連絡会議を設置するほか、幼保小連携の在り方を探るとともに幼保小連携をより一層深めるための研修として、幼保小連携推進協議会を開催する。	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 南北海道教育センター
3 家庭や地域の教育力の向上			
(1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実			
①	第3次函館市食育推進計画	(再掲) P.161	保健福祉部 健康増進課
②	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
③	乳幼児健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
④	子どものスマートフォン使用についての注意喚起	1歳6か月児および3歳児健診において、子どものスマートフォン使用についての注意喚起のためのリーフレットを配布しているほか、子育てサポート情報通信「すくすく」にて、スマートフォン使用による影響について掲載している。	子ども未来部 母子保健課
⑤	出生祝記念品事業	赤ちゃんの誕生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に、市から道南スギを使用した積み木を贈る。	子ども未来部 子ども企画課
⑥	家庭教育支援事業(家庭教育セミナー)	保護者や教職員、地域の関係者が集まる機会に講師を派遣し、家庭教育に関する学習機会を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課
(2) 地域の教育力の向上			
①	放課後子ども教室推進事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
②	子どもの居場所づくり推進事業	(再掲) P.155	子ども未来部 子ども企画課
③	スポーツ少年団への助成	(再掲) P.164	生涯学習部 スポーツ振興課
④	総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	地域に根付いた生涯スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブに対して、その活動に要する費用の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	スポーツ・レクリエーション指導者育成事業	(再掲) P.164	生涯学習部 スポーツ振興課
⑥	キャリア教育の推進(はこだてっ子職場体験協力事業一覧の公開)	職場体験の可能な事業所を市のホームページに公開することで、生徒のキャリア形成と自己実現につながる職場体験を実施できるようにするとともに、多くの市民に生徒の活動や事業所の協力を知らせてもらうことにより「地域全体で函館の子どもを育てる」という機運を醸成し、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進する。	学校教育部 教育指導課
⑦	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	(再掲) P.153	学校教育部 学校再編・地域連携課
⑧	学力向上推進事業	(再掲) P.155	学校教育部 学校教育課 教育指導課
4 子どもを取り巻く社会環境の整備			
(1) 関係業界への自主的措置の促進			
①	有害図書等販売状況一斉立入調査	(再掲) P.156	子ども未来部 子ども健やか育成課
(2) 情報モラル教育の推進			
①	情報モラル教育の推進	情報活用場面における自他の権利や責任、ネットワーク上のルールやマナーなど、情報社会で適正な活動を行うために必要な情報モラルを児童生徒に身に付けさせ、各学校の指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行う。	学校教育部 教育指導課
(3) 情報リテラシーの向上			
①	情報リテラシーの向上	情報端末を使用した問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、インターネットにおける小中学校、義務教育学校および高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視・サイト管理者等への削除要請などを行うとともに、児童生徒や保護者への情報リテラシー(情報活用能力)の向上を図る。	学校教育部 教育指導課
施策の方向4 子育てを支援する生活環境の整備			
1 良質な住宅の確保			
(1) ファミリー世帯への居住支援			
①	ヤングファミリー一住まいりんぐ支援事業	西部地区および中央部地区の空家の有効活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、当該地区内に転入してきた子育て世帯に対し、民間賃貸住宅の家賃一部を補助する。	都市建設部 住宅課
②	市営住宅への子育て世帯の優先入居	市営住宅においては、中学校卒業前の児童を扶養している子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居を実施している。	都市建設部 住宅課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
2 安全な道路交通環境の整備			
(1) 安全な道路交通環境の整備推進			
①	スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置	幼児、児童の交通事故防止を目的に、幼稚園、保育所、小学校の半径 500 メートルをスクールゾーンとして、また、児童館および児童・幼児公園の半径 100 メートルを幼児ゾーンとして設定して、警戒標識を設置し、運転者の注意を喚起しており、引き続き、必要な地域の把握に努めるとともに、計画的な設置を推進する。	市民部 交通安全課
②	未就学児童に対する交通安全対策	「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」に基づき、未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保のため、安全点検とその結果を踏まえた対策に取り組む。	子ども未来部 子どもサービス課
③	道路のバリアフリー化等の整備	歩行者において主要な路線における歩道の縦断こう配、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などによりバリアフリー化を進める。	土木部 道路建設課 ・ 道路管理課
④	通学路等の安全対策	市や警察、道路管理者、学校関係者、保護者、町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」において、関係機関との連携を図りながら、通学路の点検を行い、歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全、防犯教育などのソフト対策を含めて、通学路の安全対策に継続して取り組む。	学校教育部 保健給食課
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進			
(1) 交通安全教育の推進			
①	交通安全教室の開催	交通指導員による交通安全教室を計画的に実施し、また、あわせて交通指導員の研修の機会を増やし、指導力の向上に努める。	市民部 交通安全課
②	梁川交通公園の設置運営	交通遊具をはじめとして、動力式ゴーカート、自転車等を配備し、市内の幼児・小学校児童等が、楽しみながら、交通ルールを学ぶ。	市民部 交通安全課
③	交通安全パネル展の開催	交通安全パネル展を開催し、事故事例の説明や事故防止対策用品を紹介するなど、交通安全意識の一層の向上を図る。	市民部 交通安全課
④	チャイルドシート安全利用の普及活動	保護者を対象とした交通安全教室の開催により、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止する。	市民部 交通安全課
4 安心して外出できる環境の整備			
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進			
①	函館市福祉のまちづくり条例の推進	「函館市福祉のまちづくり推進委員会」を開催し、各種施策について調査研究を行うとともに、病院、百貨店、ホテル、飲食店など多数の人が利用する公共的施設について、バリアフリー化に係わる整備基準の周知・普及のほか、人を思いやる心などの意識の啓発を図るため、「心のバリアフリー」化に向けた取組みとしてパネル展の開催、出前講座、広報紙などによる啓発活動を推進する。	保健福祉部 地域福祉課
②	福祉のまちづくり施設整備費補助金	既存の公共的施設について、整備基準に沿ったバリアフリー化整備を行う際に整備費用の一部を市が補助しており、より多くの人に利用してもらうため、一層のPRに努める。	保健福祉部 地域福祉課
③	道路のバリアフリー化等の整備	(再掲) P.167	土木部 道路建設課 ・ 道路管理課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実			
①	子育てアプリ 「すくすく函館っ子」(はこっこ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て 情報「はこすく」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
5 安全・安心なまちづくりの推進			
(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進			
①	街路灯設置費等 補助事業	町会等が街路灯の新設、取替え等をする際、費用の一部を市が補助する。	市民部 市民・男女共同参画課
②	街路灯電灯料補 助事業	町会等が設置する街路灯の電灯料の一部を市が補助する。	市民部 市民・男女共同参画課
③	街路灯の整備	交通量の多い市道交差点において、街路灯設置が交通事故減少に効果的と見られる箇所に既存電柱等を活用して街路灯を設置する。	土木部 道路管理課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進			
①	函館市ANSINメールの配信	緊急性の高い不審者情報等の安心・安全情報およびその他の市政情報をインターネットを利用して配信する。	企画部 広報広聴課 市民部 くらし安心課
②	地域安全安心促進交付金助成事業	青色回転灯装備車を使用して防犯パトロールを実施している町会に対し、経費の一部を助成する。	市民部 市民・男女共同参画課
③	防犯協会補助事業	各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会、函館西防犯協会に補助金を交付する。	市民部 くらし安心課
④	函館市防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン	防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの適正な設置・運用が図られるようにするため、設置・運用に関するガイドラインについて周知する。	市民部 くらし安心課
⑤	こども110番のいえ・みせ	子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してポスターを貼り、逃げ込むことができる場所を周知するとともに、地域住民の子どもの安全確保に対する意識高揚を図る。	学校教育部 教育指導課
施策の方向5 仕事と生活の調和の実現			
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進			
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進			
①	ワーク・ライフ・バランス推進事業	性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内の企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣し企業の支援や、就労前の学生に対し、労働関係法令や仕事と生活の調和の重要性などの理解を深めてもらうための講座を実施する。また、事業所向けに勉強会を実施する。	市民部 市民・男女共同参画課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課
③	子育て女性等の就職支援	ハローワーク函館マザーズコーナーについて、市の広報紙、ホームページ等により周知を図るとともに、女性向けの就職基礎講座や就職マッチングイベントを開催し、就職支援に取り組む。	経済部 雇用労政課
④	キャリア教育の推進（はこだてっ子職場体験協力事業所一覧の公開）	(再掲) P.166	学校教育部 教育指導課
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備			
(1) 多様な働き方に対応した子育て支援			
①	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	各種保育サービス	(再掲) P.151	子ども未来部 子どもサービス課
③	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
④	仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発	国や道が実施する両立支援促進のための各種施策などを市の広報紙やホームページ等において周知・啓発を図る。	経済部 雇用労政課
⑤	女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業	女性や高齢者の潜在的な労働力の活用を図るため、『短時間就労(短時間, 少日数)』を生み出し、多様な就業形態による雇用創出に取り組む企業と潜在人材とのマッチングを図る。	経済部 雇用労政課
(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進			
①	男女共同参画推進事業	(再掲) P.163	市民部 市民・男女共同参画課
②	ワーク・ライフ・バランス推進事業	(再掲) P.168	市民部 市民・男女共同参画課
③	育児休業制度等の利用促進	育児休業制度等に係る助成金について、市の広報紙やホームページ等により労使双方に対して、その周知に努める。	経済部 雇用労政課
④	子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はっこ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
施策の方向6 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援			
1 児童虐待防止対策の充実			
(1) 児童虐待・相談への対応および支援			
①	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
②	子育て世帯訪問支援事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	養育支援訪問事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
(2) 関係機関との連携等			
①	函館市要保護児童対策地域協議会	市のほか、児童相談所や警察、教育委員会等の公的機関をはじめ、学校や児童施設、町会や民生児童委員など、子どもに関わる様々な団体を含めた関係機関により構成されており、代表者会議や実務者会議のほか、個別ケース検討会議を開催し、被虐待児などの要保護児童等の適切な支援を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
②	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
(3) 発生予防、早期発見・早期対応等			
①	主任児童委員、児童委員の活動の促進	(再掲) P.153	保健福祉部 地域福祉課
②	児童虐待防止意識啓発事業	児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カード等を作成し、関係機関に配布するとともに、保護者をはじめ広く市民に周知することで、児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	子育て世帯訪問支援事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
④	養育支援訪問事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑤	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑥	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.148	子ども未来部 母子保健課
⑧	妊婦健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑨	妊産婦保健指導	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
⑩	乳幼児健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
⑪	乳幼児保健指導	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
2 ヤングケアラーへの支援			
(1) ヤングケアラーの実態把握と支援			
①	関係機関等職員研修の実施	ヤングケアラーへの理解を深め、地域でのヤングケアラー支援の機運を醸成するため、ヤングケアラー支援に関係する機関等の職員を対象に研修を実施する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
②	ヤングケアラーの実態把握	支援対象となるヤングケアラーを把握するため、学校等の関係機関を通じて記名式等による調査の実施について検討する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	市民向け周知・啓発活動	子ども向けの出前講座の実施など、子ども自身がヤングケアラーに気づくような取り組みを行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
④	相談支援体制の充実	市内のヤングケアラーが相談しやすいLINEを利用した相談窓口を開設する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑤	ヤングケアラー等がいる家庭へのヘルパー派遣(子育て世帯訪問支援事業)	被介護者が受けられるサービスが決定するまでの期間に家事支援を行うヘルパーを派遣し、ヤングケアラーの負担軽減を図る。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑥	函館市要保護児童対策地域協議会	(再掲) P.170	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑦	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
3 障がいのある子どもへの支援			
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実			
①	障害児等発達支援事業(巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業)	発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障害児支援の質の向上や、保育所等への巡回支援を実施し、“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、障害児等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	障がいのある子どもに関する知識・情報の提供	保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて、障がいのある子どもを持つ保護者や療育関係者のみならず、一般市民にも障がいに関する情報等を提供する。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	新生児聴覚検査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
④	乳幼児健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
⑤	乳幼児健康診査 二次スクリーニング	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳幼児精密健康 診査	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳幼児保健指導	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
⑧	障がい児訪問指導	障がいのある子どもの発達を支援するために、保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに、保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組む。	子ども未来部 母子保健課
(2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進			
①	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたっては障害児支援利用計画に基づき、相談支援の充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 ・ 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
②	放課後等デイサービス	小・中・高等学校に就学している障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等に学校や家庭と異なる場所での生活能力の向上、社会との交流等の観点から、単なる居場所としてだけでなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育、その他必要な支援を指定サービス事業所で行っており、対象児童が増加していることから、充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 ・ 障がい保健福祉課
③	日中一時支援事業	介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
④	障害児等発達支援事業(巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業)	(再掲) P.171	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑤	軽度中等度難聴児補聴器購入等助成費事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に係る費用の一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑥	児童発達支援センター利用者負担(食費)軽減事業	児童発達支援センターを利用する児童がセンターにおいて食事の提供を受けた場合に支払う費用(食費相当分に限る)を対象に、児童の保護者が負担すべき食費の全部または一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	児童発達支援	就学前の身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており、対象児童が増加していることから充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
⑧	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、児童発達支援センター等の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援を行うもので、平成 27 年度からは児童発達支援センターの必須事業となったことから、訪問支援の充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
⑨	はこだて療育・自立支援センター 診療所	運動・精神発達や心の問題についての診察・検査・リハビリテーションなどを行う。 診療科：精神科，小児科，整形外科，リハビリテーション科	保健福祉部 療育・自立支援センター
⑩	育成医療の給付	身体に障がいのある、または放置すれば一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術等により確実に治療効果が期待できるものに医療費の給付を行うとともに、身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部支給などを行う。	子ども未来部 母子保健課
⑪	日常生活用具給付等事業	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓等の生命の維持に必要な機器を使用している身体障がい児へ非常用電源装置を給付する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑫	短期入所事業	居家で障がいのある人を介護する人が病気などの場合に、短期間、障がい者支援施設などにおいて障がいのある人に入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
(3) 教育的支援の推進			
①	障害児等発達支援事業（巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォーアップ事業）	(再掲) P.171	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	ウィークエンド・サークル活動推進事業	(再掲) P.155	生涯学習部 生涯学習文化課
③	特別支援教育サポートチームの設置	市立幼稚園、小・中学校を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について、訪問相談などを通じて、専門的な意見の提示や助言を行っており、今後も継続する。	学校教育部 北海道教育センター
④	特別支援教育支援員配置事業	市立小中学校および義務教育学校に在籍する、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、学校における日常生活上の介助や、学習支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育部 北海道教育センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	特別支援教育就学奨励事業	市立小中学校および義務教育学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の経費の一部を助成する。	学校教育部 保健給食課
⑥	特別支援教育巡回指導員配置事業	市立小中学校および義務教育学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談をとおして実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置する。	学校教育部 北海道教育センター
⑦	特別支援教育に関する研修の充実	市立小中学校および義務教育学校の教職員を対象に、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童生徒への教育的対応や検査方法、アセスメントの方法を研修し、実際の指導に活用を図る取組みを実施する。	学校教育部 北海道教育センター
（４）保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進			
①	障害児等発達支援事業（巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	（再掲） P.171	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	保育所等訪問支援	（再掲） P.173	保健福祉部 障がい保健福祉課 療育・自立支援センター
③	保育所・認定こども園・幼稚園における障がい児の受入れ	（再掲） P.151	子ども未来部 子どもサービス課
④	放課後児童健全育成事業における障がい児保育	放課後児童クラブ（学童保育所）においては、可能な限り障がいのある児童の受入れを行っており、市として障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
施策の方向7 ひとり親家庭の自立支援			
1 ひとり親家庭の自立支援の推進			
（１）子育て・生活支援の充実			
①	ファミリー・サポート・センター事業	（再掲） P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	母子家庭等の保育所優先入所	母子世帯や父子世帯を対象に、認可保育所の優先入所を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
③	ひとり親家庭等日常生活支援事業	（再掲） P.147	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	（再掲） P.149	子ども未来部 子育て支援課
⑤	トワイライトステイ事業	（再掲） P.149	子ども未来部 子育て支援課
⑥	母子生活支援施設	住居を提供するだけでなく、生活支援、就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を支援する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	病児保育事業	（再掲） P.148	子ども未来部 子どもサービス課
⑧	母子・父子福祉センターでの趣味・教養教室	母子・父子・寡婦を対象として、趣味や教養、スポーツ・レクリエーションを通じて生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための各種教室等を開催する。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	親子での各種体験型教室（事業）の参加促進	親子で参加できる各種の体験型教室（事業）等の情報収集を行い、その周知・広報に努め、親子での参加促進を図る。	子ども未来部 子育て支援課
⑩	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	（再掲） P.150	子ども未来部 子育て支援課
⑪	市営住宅への子育て世帯の優先入居	（再掲） P.166	都市建設部 住宅課
（２）就業支援の充実			
①	母子・父子福祉センターでの技能習得事業	母子家庭等の母親または父親、および寡婦を対象として、就職に有利な資格を得るための講座を開催する。	子ども未来部 子育て支援課
②	母子家庭等就業・自立支援センター事業	道と連携を図りながら、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談のほか、民間事業者に対する就業に係わる協力依頼など、総合的な支援について、きめ細かく取り組む。	子ども未来部 子育て支援課
③	母子自立支援プログラム策定事業	就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
④	ひとり親家庭等就労自立支援給付金	ひとり親家庭の父または母が自立支援プログラム策定事業を利用して就職し、雇用保険の被保険者となった者を対象に、経済的負担の軽減と仕事への意欲向上を図るため、就職の支度に必要な費用として給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	母子家庭等自立支援給付金支給事業	資格取得のための指定された講座を受講する場合や、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師のような経済的自立に有効な資格を取得する場合などに給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑥	ひとり親家庭技能習得支援給付金	ひとり親家庭の父または母で、高等職業訓練促進給付金を受給しながら看護師等の資格取得をめざす者を対象に、授業料等の経済的負担の軽減を図るため給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭等雇用促進補助金	ひとり親の雇用を促進するため、市内在住のひとり親家庭の父母等を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内の事業主に対し、国の助成金の半額を上乗せ支給する。	経済部 雇用労政課
⑧	女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
⑨	子育て女性等の就職支援	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
(3) 経済的支援の充実			
①	母子家庭等自立支援給付金支給事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
②	児童扶養手当	ひとり親家庭等(母子および父子家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、一定の要件に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満)を養育しており、所得が一定未満の方に手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
③	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子どもとその母または父の保険診療にかかる医療費を助成している。	子ども未来部 子育て支援課
④	遺児手当	父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に対して、手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付けを行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	養育費確保にかかる周知・啓発事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく養育費について、児童扶養手当の申請時などに周知・啓発を図る。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	養育費確保支援事業	養育費の取り決めに関する公正証書等の作成や養育費不払い対策として民間保証会社と保証契約を締結した場合に経費の一部を補助する。	子ども未来部 子育て支援課
⑧	ひとり親家庭等子どものための学習支援事業	ひとり親家庭等世帯の小学生等を対象に、生活指導を含めた訪問型学習支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑩	就学援助	経済的理由により、国公立の小中学校および義務教育学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など就学に要する費用の援助を行う。	学校教育部 保健給食課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(4) 情報提供および相談体制の充実			
①	子育てアプリ 「すくすく函館 っ子」(はこっ こ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て 情報「はこす く」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	「ひとり親家庭 のしおり」の配 布	母子または父子家庭を対象とした相談や手当の制度、生活資金の貸 付け、仕事、子育て支援サービス等、生活に必要な情報を掲載した冊 子を作成し、対象世帯に配布する。	子ども未来部 子育て支援課
④	ひとり親家庭サ ポート・ステー ション事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子育て支援課
⑤	子育てサポート 情報通信「すく すく」の発信	(再掲) P.153	子ども未来部 母子保健課
施策の方向8 子どもの貧困対策			
1 生活基盤の安定に向けた支援の充実			
(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援			
①	幼児教育・保育 無償化事業	3歳以上児と住民税非課税世帯の3歳未満児について、幼稚園・保 育所・認定こども園の保育料を無償とするほか、幼稚園・認定こども園 の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、就労など一定 の要件を満たした場合に利用料を無償化する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
②	第2子以降保育 料無償化 (低所得世帯・ 多子世帯に対す る保育料の軽減)	3歳未満児(住民税非課税世帯を除く)について、低所得世帯に配 慮しながら、保育料に係る階層区分を細分化等することにより、保育 料の負担を軽減するほか、子育て世帯への経済的支援と子どもを生み 育てたいと思える環境づくりを進めるため、認可保育所や認定こども 園において、第2子以降の保育料の完全無償化を実施する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
③	低所得世帯・多 子世帯に対する 副食材料費の徴 収免除	保護者が負担することとなっている3歳以上児の給食の副食材料費 について、低所得世帯・多子世帯の負担を免除する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
④	実費徴収に係る 補足給付事業	幼稚園・保育所・認定こども園を利用する低所得世帯・多子世帯に 対して、保護者が支払うべき副食材料費、日用品、文房具等の購入費 用や行事への参加に必要な費用の一部を補助する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑤	児童扶養手当	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑥	ひとり親家庭等 医療費助成制度	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑧	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生までの児童を養育し、かつ、その児童と一定関係の生計関係にある父または母等(所得の高い方)に手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	子ども医療費助成制度	子どもの保険診療にかかる医療費を助成している。	子ども未来部 子育て支援課
⑩	小学校入学祝金支給事業	子育て世帯への支援の一環として、市を挙げて小学校または義務教育学校の前期課程への入学をお祝いするため、市が祝金を支給する。	子ども未来部 子ども企画課
⑪	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	市営住宅への子育て世帯の優先入居	(再掲) P.166	都市建設部 住宅課
⑬	就学援助	(再掲) P.176	学校教育部 保健給食課
(2) 自立に向けた就労相談・支援の充実			
①	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
②	母子・父子福祉センターでの技能習得事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
③	母子家庭等就業・自立支援センター事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
④	母子自立支援プログラム策定事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
⑤	ひとり親家庭等就労自立支援給付金	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
⑥	母子家庭等自立支援給付金支給事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭技能習得支援給付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑧	ひとり親家庭等 雇用促進補助金	(再掲) P.176	経済部 雇用労政課
⑨	子育て女性等の 就職支援	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
⑩	女性・高齢者の 多様な働き方促 進支援事業	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
⑪	仕事と家庭の両 立支援制度の周 知・啓発	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
2 子どもの育ちと学びの支援の充実			
(1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援			
①	出産・子育て応 援給付金給付事 業	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
②	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービ ス課
③	病児保育事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービ ス課
④	一時預かり事業 (一般型)	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑤	一時預かり事業 (幼稚園型)	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービ ス課 ・ 学校教育部 学校教育課
⑥	子育て支援隊	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑦	食育だよりの発 行	(再掲) P.162	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑧	幼児教育・保育 無償化事業	(再掲) P.177	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑨	幼稚園・認定こ ども園における 未就園児向け施 設開放・相談事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子どもサービ ス課 ・ 学校教育部 学校教育課
⑩	子ども医療費助 成制度	(再掲) P.178	子ども未来部 子育て支援課
⑪	ひとり親家庭等 医療費助成制度	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑫	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑬	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
⑭	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.148	子ども未来部 母子保健課
⑮	女性相談窓口	市の「女性相談室」(函館市配偶者暴力相談支援センター)やNPO法人ウィメンズネット函館への委託による女性相談窓口において、専門の相談員による窓口、電話、メールでの相談対応や関係機関への付き添い支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑯	子育て支援コンシェルジュ事業	(再掲) P.151	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
⑰	離乳食教室	(再掲) P.161	保健福祉部 健康増進課
⑱	第3次函館市食育推進計画	(再掲) P.161	保健福祉部 健康増進課
⑲	学校における食育の推進	(再掲) P.162	学校教育部 教育指導課
(2) 子どもの遊びや学び、体験の支援			
①	小学校入学祝金支給事業	(再掲) P.178	子ども未来部 子ども企画課
②	中学生学習支援等事業	(再掲) P.154	保健福祉部 地域包括ケア推進課(福祉拠点担当)
③	奨学金貸付事業	高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に在学し、経済的理由により就学困難な学生・生徒を対象に奨学金を貸与する。	子ども未来部 子ども企画課
④	育英金支給事業	優秀な学生を対象に育英金を支給し、有為な人材の育成を図る。	子ども未来部 子ども企画課
⑤	奨学金支給事業	人物・学業ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難な大学生を対象に返還が不要な奨学金を支給する。	子ども未来部 子ども企画課
⑥	函館圏公立大学広域連合負担金(独自無償化(居住地特例)制度分)	公立はこだて未来大学において、広域連合を構成する函館市、北斗市、七飯町に生計維持者が入学時3年前から継続して住所を有する学部生を対象として、授業料と入学料の無償化を実施する。	企画部 企画管理課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑧	ひとり親家庭等子どものための学習支援事業	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑨	就学援助	(再掲) P.176	学校教育部 保健給食課
⑩	子どもの居場所づくり推進事業	(再掲) P.155	子ども未来部 子ども企画課
⑪	多重債務予防のための出前講座 (よく考えよう!お金の話)	お金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なライフスキルであること、民法の成年年齢引き下げなどを踏まえ、社会への旅立ちを間近に控えた若年層を対象に実施する。	市民部 くらし安心課
3 相談支援の充実			
(1) 相談支援体制の充実			
①	子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て情報「はこすく」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
④	子育て支援隊	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	幼稚園・認定こども園における未就園児向け施設開放・相談事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑥	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	自立相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、生活困窮者自立支援制度に基づき、くらしの困りごとについて包括的に相談を受け付け、課題を整理した上で、個々の相談内容に応じた個別支援計画を作成し、継続的な相談支援や、市の関係課や関係機関と連携した支援を行う。	保健福祉部 地域包括ケア 推進課（福祉 拠点担当）
⑧	子どもなんでも 相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・ 相談課
⑨	マザーズ・サポ ート・ステーシ ョン事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
⑩	子育てサポート 情報通信「すく すく」の発信	(再掲) P.153	子ども未来部 母子保健課
⑪	子育て支援コン シェルジュ事業	(再掲) P.151	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
⑫	スクールソーシ ャルワーカー配 置事業	(再掲) P.160	学校教育部南 北海道教育セ ンター
施策の方向9 若者の自立支援			
1 高等教育の修学支援			
(1) 高等教育費の負担軽減			
①	函館圏公立大学 広域連合負担金 (独自無償化(居 住地特例)制度 分)	(再掲) P.180	企画部 企画管理課
②	奨学金貸付事業	(再掲) P.180	子ども未来部 子ども企画課
③	育英金支給事業	(再掲) P.180	子ども未来部 子ども企画課
④	奨学金支給事業	(再掲) P.180	子ども未来部 子ども企画課
2 就労支援および経済的基盤の安定のための取組み			
(1) 若者への就労支援の強化			
①	はこだてエリア 企業採用情報発 信支援事業	多くの大学生等が就職先を検討する際の情報源として活用する民間就職情報サイトに、市内企業がインターンシップ・就職情報を掲載することを支援し、もって大学生等の就職活動を支援する。	経済部 雇用労政課
②	ジョブカフェ函 館の開設	若者を含む幅広い年代の求職者への支援を行うため、北海道と共同で「ジョブカフェ函館」を開設し、就職相談やセミナーの開催などを行う。	経済部 雇用労政課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	奨学金返還支援事業	若者人材の確保およびその人材の本市への定着促進を図るため、市の認定を受けた市内中小企業等に正職員として就職のうえ、奨学金を返還する方に対し、勤務先企業等と連携して当該奨学金の返還を支援する。	経済部 雇用労政課
④	保育士等奨励金制度	保育人材不足に対応するため、保育士等の新規就労時および就労年数に応じた奨励金を支給する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	介護人材等地域定着奨励金	市内に所在する介護保険事業所または一部の障害福祉サービス事業所等において、初めて介護職員等として就労を開始した方に対し、新規および継続奨励金を支給する。	保健福祉部 地域福祉課
3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実			
(1) ひきこもりの相談支援			
①	自立相談支援事業（ひきこもり支援）	地域包括支援センターにおいて、ひきこもり支援を含めた包括的な相談を受け付けている。	保健福祉部 地域包括ケア推進課（福祉拠点担当）
②	就労準備支援事業	基本的な生活習慣に課題を有し、社会との関わりに不安を抱え、直ちに就労することが困難な生活保護受給者および生活困窮者に対し、各種プログラムにそって、生活習慣の確立や就労に必要な基礎能力の形成を図るなど、就労に向けたサポートを行う。	保健福祉部 生活支援総務課
③	自殺対策事業	(再掲) P.161	保健福祉部 障がい保健福祉課
4 若者の居場所づくりの推進			
(1) 地域における多様な活動の場の充実			
①	亀田交流プラザ	(再掲) P.156	生涯学習部 生涯学習文化課
②	函館コミュニティプラザ(Gスクエア)	(再掲) P.155	経済部 商業振興課
③	青年センター	高校生等の若者を対象に勉強スペースの開放や高校生団体の活動支援などをはじめとした「若者の居場所づくり事業」を実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課
④	はこだてみらい館	(再掲) P.148	経済部 商業振興課
⑤	フリースペースヨリドコロ	概ね40歳代までの市民が集える居場所を提供し、相談に応じ、対象者のコミュニケーション能力の向上や社会性を養うための軽作業やレクリエーション等を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課

○ 函館市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年4月1日現在)

区 分	氏 名	所属団体等
保護者	山 崎 夕記子	函館市PTA連合会
事業主を代表する者	西 村 由 紀	函館商工会議所
労働者を代表する者	高 橋 勇 二	連合北海道函館地区連合会
こども施策に関する 事業に従事する者	天 野 洋 子	函館保育協会
	数 又 紀和子	函館市民生児童委員連合会
	川 村 おさむ	函館市私立幼稚園協会
	木 村 一 雄	函館市社会福祉協議会
	高 野 弘 美	函館市ファミリー・サポート・センター
	玉 利 達 人 ○	道南地区私立幼稚園連合会
	野 口 達 史	函館市小学校長会
	畑 美枝子	函館市町会連合会
	浜 和 寛	北海道函館児童相談所
	山 口 哲 也	函館市中学校長会
	吉 増 圭 子	函館市学童保育連絡協議会
こども施策に関し 学識経験のある者	池 田 延 己 ◎	函館大妻高等学校
	石 坂 仁	函館市医師会
	川 村 幾 代	函館短期大学
	本 田 泰 代	函館大学
公募による者	館 山 周 平	
	成 田 奈津子	

(注) ◎印は会長, ○印は副会長を示す。

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
【令和5年度(2023年度)】	
令和5年8月22日	○ 第1回函館市子ども・子育て会議開催 (第3期函館市子ども・子育て支援事業計画の策定について ほか)
11月15日	○ 第2回函館市子ども・子育て会議開催 (第2期函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況および施策目標について ほか)
12月中旬 ～1月5日	○ 「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
3月26日	○ 第3回函館市子ども・子育て会議開催 (函館市こども計画の策定について ほか)
【令和6年度(2024年度)】	
令和6年4月25日	○ 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の公表
6月26日	○ 第1回函館市子ども・子育て会議開催 (教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(案)について ほか)
8月26日	○ 第2回函館市子ども・子育て会議開催 (具体的な施策の展開(案)前編について ほか)
10月28日	○ 第3回函館市子ども・子育て会議開催 (具体的な施策の展開(案)後編について ほか)
11月27日	○ 第4回函館市子ども・子育て会議開催 (函館市こども計画素案(たたき台)の協議について ほか)
12月23日	○ 第5回函館市子ども・子育て会議開催 (函館市こども計画(素案)について ほか)
令和7年1月22日	○ 政策会議に計画(素案)の報告・協議
1月23日	○ 市議会民生常任委員会に計画(素案)の報告
2月3日 ～3月4日	○ 計画(素案)に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施 (市ホームページに掲載, 本庁・支所において計画(素案)を配布)
3月19日	○ パブリックコメントの実施結果の公表
3月26日	○ 函館市こども計画の決定

○ 函館市子ども・子育て会議条例

平成25年3月25日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、および本市におけるこども施策(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。第3条第1項第4号および第5号において同じ。)の推進を図るため、函館市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成および変更ならびに実施に関する事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) こども施策に関する事業に従事する者
- (5) こども施策に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

[以下略]

○ 函館市子ども条例

平成28年3月15日条例第23号

子どもは、一人一人がかげがえのない存在であり、未来をつくる希望です。次代の社会を担う子どもが、人と人の触れ合いや支え合いの中で個性豊かにのびのびと生まれ、生き生きと輝くことは、私たちの願いです。

私たちは、このような考え方と日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念に基づき、全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重しつつ、力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを育てることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもおよび子育て家庭の支援に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに保護者、学校等、地域住民および事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、および発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 学校等 学校、児童福祉施設その他の教育または保育を提供する施設または事業所で、子どもが通学、通所、入所または利用をするものをいいます。
- (4) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人または法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもおよび子育て家庭の支援は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければなりません。

- (1) 全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益の実現を目指す中で、子どもの視点に立って、いじめ、体罰および虐待（以下「いじめ等」といいます。）がなく、かつ、子どもの生存および発達が保障される社会を実現します。
- (2) 子ども一人一人の個性が尊重される中で、子ども自身が、他者に対する思いやりの心を磨き、社会性を高め、および発達段階に応じて生きる力を身に付けることにより、

健全に成長することができるよう支援します。

- (3) 子育てについての第一義的責任を有している保護者が、自信を持って子どもと向き合い、生きがいを持って子どもを育て、および子どもの成長に伴う喜びを実感することができるよう支援します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を策定し、これを実施するものとします。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長および人格の形成にとって大きな役割を担っていることを認識するとともに、愛情を持って子どもを育てよう努めるものとします。

2 保護者は、子どもの自己肯定感を育み、および子どもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもが規範意識および基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、子どもが、社会において主体的に生きることが可能となるよう、集団生活および学習その他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、地域社会が子どもの豊かな人間性および社会性を育む場であることを認識するとともに、子どもが安心して遊び、および学ぶことができ、ならびに健やかに育つことができる環境の整備に努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、子育てと就業との両立に必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

(協力および連携)

第9条 市、保護者、学校等、地域住民および事業者は、相互に協力し、かつ、連携して、子どもおよび子育て家庭の支援に努めなければなりません。

(基本計画)

第10条 市長は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定するものとします。

(子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備)

第11条 市は、犯罪、交通事故その他の子どもの健全な成長を阻害する危害等から子どもを保護するなど、子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境を整備するよう努めます。

(いじめ等への対応)

第12条 市は、子どもに対するいじめ等を未然に防止し、および早期に発見するよう努めます。

2 市は、いじめ等の事実があると思われるときは、速やかに必要な支援を行うよう努めます。

(子どもからの相談)

第13条 市は、子どもからのいじめ等に関する相談その他の相談に速やかに応ずるとともに、子ども自らが安心して相談することができる体制の充実に努めます。

2 市は、子どもからの相談の内容に応じた必要な支援を行うよう努めます。

(子育て家庭への支援等)

第14条 市は、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が子どもを育てやすい環境の整備に努めます。

(教育および保育の環境の整備)

第15条 市は、学校等が子どもの生きる力を育むことができるよう、教育および保育の環境の整備に努めます。

(地域住民との交流の促進等)

第16条 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流の促進および地域社会における体験学習の機会の充実に努めます。

(子どもが安心して過ごすことができる場所等)

第17条 市は、子どもが安心して過ごすことができる場所および子どもが自然との触れ合いその他の体験または年齢の異なる子どもとの交流を通じて豊かな人間性を育むことができる場所を設けるよう努めます。

(子どもの社会参加)

第18条 市は、子どもに関係する施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする機会を設けるよう努めます。

(障がいのある子どもへの支援等)

第19条 市は、障がいのある子どもに対し必要な支援を行うとともに、障がいのある子どもについての市民の理解を深め、および障がいのある子どもの社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

(広報および啓発)

第20条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援について、子ども、保護者、学校等、地域住民および事業者の理解を深めるため、広報および啓発を行うものとします。

(財政上の措置)

第21条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

○ 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1 目的

子ども・子育て支援法に基づく「第3期函館市子ども・子育て支援事業計画（函館市こども計画）（令和7年度～令和11年度）」の策定に向けて、教育・保育および子ども・子育て支援事業等の利用者ニーズ等をアンケート調査にて把握するために実施しました。

2 調査対象・回収状況

調査対象		配布数	有効回答票数 (有効回答票率)	配布	抽出方法
就学前児童 (0歳～5歳)	保護者	3,991	1,682(42.1%)	郵送	令和5年4月1日現在で0～5歳の子どもがいる世帯を、地区区分の構成割合により案分し、住民基本台帳から抽出
小学1～4年生	保護者	2,323	1,008(43.4%)	学校	地区区分の構成割合により学校案分して抽出
小学5・6年生	保護者	1,281	454(35.4%)	学校	地区区分の構成割合により学校案分して抽出
	子ども	1,281	294(23.0%)		
中学生	保護者	3,515	928(26.4%)	学校	地区区分の構成割合により学校案分して抽出
	子ども	3,515	574(16.3%)		
高校生	保護者	1,998	579(29.0%)	郵送	令和5年4月1日現在で15～17歳の子どもがいる世帯を、地区区分の構成割合により案分し、住民基本台帳から抽出
	子ども	1,998	405(20.3%)		
合計	保護者	13,108	4,651(35.5%)		
	子ども	6,794	1,273(18.7%)		
		19,902	5,924(29.8%)		

3 調査内容

- ・ 保護者：家族形態，就労状況，教育保育・子育て支援利用状況およびニーズ，子どもへの接し方，ひとり親の方の状況 等
- ・ 子ども：子どもの居場所，子どもの意見表明，子どもの教育，経済状況 等

4 調査方法

- ・ 無記名によるアンケート方式（インターネット上のアンケートフォームにて回答を受付）
- ・ 就学前児童保護者および高校生（保護者・子ども）は郵送による配布
- ・ 小・中学生（保護者・子ども）は教育委員会（各学校）を通じて配布

5 実施時期

- ・ 令和5年12月中旬～令和6年1月5日（金）

○ 函館市ヤングケアラーに関する実態調査

1 目的

本調査は、函館市におけるヤングケアラーの実態を把握し、ヤングケアラーに係る支援策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象

- ・函館市立小学校に在籍する小学校5年生の児童 1, 491名
- ・函館市立中学校に在籍する中学校2年生の生徒 1, 523名
- ・函館市内に住民登録のある高校2年生相当の者（H18.4.2～H19.4.1生） 1, 945名

3 調査方法

- ・WEB上で回答出来る入力フォームの二次元バーコードを記載した調査依頼文を、小中学生は各学校へ配布し、高校2年生相当の方は郵送により配布した。

4 調査期間

- ・令和5年9月27日～10月16日

5 回答率

	回答者数	回答率
小学校5年生	508	34.1%
中学校2年生	538	35.3%
高校2年生相当	326	16.8%
合計	1,372	

函館市こども計画



令和7年（2025年）3月発行

編集 函館市子ども未来部子ども企画課

発行 函館市
〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3946 **F A X** 0138-26-6657

ホームページ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>

